

◎環境影響評価法の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二十七号)

一、提案理由(平成二二年四月六日・参議院環境委員会)
○国務大臣(小沢鉄仁君) よろしくお願ひいたします。
ただいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明
申し上げます。

平成十一年六月の本法の完全施行以降、環境影響評価の適用
実績は着実に積み重ねられてきている一方、法の施行から十年
が経過する中で、法の施行を通して明らかになつた課題等を踏
まえ、更なる取組の充実が必要となつております。
具体的には、今日の環境政策の課題は一層多様化、複雑化し
ており、平成二十年六月に公布された生物多様性基本法、地球
温暖化対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進等の状況の
変化を踏まえ、環境影響評価が果たすべき機能や評価技術をめ
ぐる状況の変化への対応が求められております。

これに関しては、法附則第七条において、政府は、この法律
の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとされており、また、平成十八年四月に閣議決定した第三次環境基本計画においても、法の施行の状況について検討を加え、法の見直しを含め必要な措置を講ずることとされてゐるところです。

こうした状況を踏まえ、法の施行後の状況の変化及び法の施行を通じて明らかになつた課題等に対応するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げま
す。

第一に、対象事業の範囲の拡大についてであります。

法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施
される事業を追加しております。

第二に、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮
すべき事項についての検討手続の新設についてであります。

第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととしております。

第三に、環境影響評価書に記載された環境保全措置等に係る
公表手続の新設についてであります。

事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に關し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならぬこととしております。環境大臣は許認可等権者に意見を述べることができることとし、許認可等権者は事業者に対し意見を述べることができます。

その他の改正事項として、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等所要の措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

二、参議院環境委員長報告(平成二二年四月二二日)

○山谷えり子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事

業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、対象事業の範囲の拡大、配慮書での複数案検討の義務付け、原子力発電所の戦略的環境アセスメントの在り方、第三者審査機関設置の必要性、適用除外規定を設けた理由等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、公明党の加藤理事より、環境影響評価法全体の見直しに係る検討条項に規定する検討時期の前倒し等を内容とする修正案が、また、日本共産党の市田委員より、目的に環境影響評価が住民等の参加の下に行われるることを明記すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出されました。

順次採決の結果、市田委員提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、加藤理事提出の修正案は多數をもつて可決され、修正部を除く原案は全会一致をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

環境影響評価法の一部を改正する法律

九二一

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二二一年四月二二〇日)

○加藤修一君 環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明を行います。

私は、ただいま議題となつております環境影響評価法の一部を改正する法律案に対し、公明党を代表しまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりですが、改正法附則の検討条項について修正を行おうとするものであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

第一に、環境影響評価法全体の見直しに係る検討条項に規定する検討時期を改正法の施行後十年から五年に変更することとしております。

第二に、政府は、改正法の施行後三年を目途として、環境影

響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とする施策の策定又は変更の立案の段階において、当該施策に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果に基づいて環境の保全に配慮しつつ当該施策を策定又は変更する仕組みについて検討を行うものとしております。

○附帯決議(平成二二一年四月二二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公示すること。

二、環境影響評価制度全般に關して、その実施状況を見ながら、

する施策の策定又は変更の立案の段階において、当該施策に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果に基づいて環境の保全に配慮しつつ当該施策を策定又は変更する仕組みについて検討を行うものとしております。

三、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

第三に、政府は、改正法の施行後三年を目途として、環境影響評価が行われた事業について、事業の実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されると等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うものとしております。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

右決議する。

三、衆議院環境委員長報告(平成二二年一月二五日)

○小沢銳仁君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとすること等の措置を講じようとするものでございます。

本案は、第百七十四回国会に提出され、去る四月二十一日、参議院において可決の上、本院に送付され、継続審査となつていたものであります。

今国会においては、去る十一月五日松本環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑に入り、十六日参考人から意見を聴取いたしました。十九日、政府に対し質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えま

す。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二二年一月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 改正法の実施例を検証した上で、環境基本法の見直しも含め、より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。

二 配慮書の案又は配慮書に関する意見聴取については、その重要性にかんがみ、積極的な実施が図られるよう、事業者の指導に努めること。

三 免許等を行う者等は、審査等を行ふに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

四 環境大臣が環境影響評価法に基づく意見を述べようとするときは、あらかじめ、専門家の意見を聴いて可能な限り大臣意見に反映させるよう留意すること。

五 改正法の実施例を検証した上で、事業実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供され

環境影響評価法の一部を改正する法律

九四

ること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うこと。

六 配慮書に関する基本的事項及び主務省令を策定するに当たっては、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性等を踏まえ、事業の種類及び特性等に応じた柔軟な制度となるよう十分配慮すること。

七 環境負荷の低減に資する更新のための事業については、環境影響評価に要する期間の短縮等、環境影響評価手続の迅速化を検討すること。

八 改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

九 環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

四、参議院環境委員長報告(平成二三年四月一五日)

○北川イッセイ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一百七十四回国会に参議院に提出されたもので

あり、本院で可決し、衆議院に送付いたしましたが、第百七十回国会において衆議院で可決され、本院に送付されて継続審査となつていただけます。

その内容は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになつた課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、計画段階環境配慮書の手続の新設、環境保全措置等の結果の報告・公表の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東日本大震災の発生を受けて、本法の適用除外となる災害復旧事業における環境保全措置、放射能汚染による環境影響への環境省の関与の在り方、温室効果ガス二五%削減目標の見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、目的に環境影響評価が住民等の参加の下に行われることを明記すること等を内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月一四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

四、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の災害復旧に向けて、法第五十二条第二項による環境影響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する影響を最小化するため、適切な措置を講じること。

右決議する。

五、衆議院環境委員長報告(平成二三年四月二二日)

○小沢銳仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ

環境影響評価法の一部を改正する法律

ます。

本案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになつた課題等に対応するため、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとすること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、第百七十四回国会に提出され、参議院において可決の上、本院に送付され、継続審査となり、第百七十六回国会において、本院で原案のとおり可決し、参議院に送付いたしましたが、同院において継続審査に付されていたものであります。

今国会においては、去る四月十五日、参議院で改めて可決の上、再び本院に送付されました。

本委員会におきましては、十九日、提案理由の説明を省略した後、質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

環境影響評価法の一部を改正する法律

九六

○附帯決議(平成二三年四月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一 改正法の実施例を検証した上で、東日本大震災の被害状況もかんがみ、環境基本法の見直しも含め、より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。
- 二 配慮書の案又は配慮書に関する意見聴取については、その重要性にかんがみ、積極的な実施が図られるよう、事業者の指導に努めること。
- 三 免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。
- 四 環境大臣が環境影響評価法に基づく意見を述べようとするときは、あらかじめ、専門家の意見を聴いて可能な限り大臣意見に反映させるよう留意すること。
- 五 改正法の実施例を検証した上で、事業実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うこと。
- 六 配慮書に関する基本的事項及び主務省令を策定するに当たっては、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性等を踏まえ、事業の種類及び特性等に応じた柔軟な制度となるよう十分配慮すること。
- 七 環境負荷の低減に資する更新のための事業については、環境影響評価に要する期間の短縮等、環境影響評価手続の迅速化を検討すること。
- 八 改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業については、も、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。
- 九 法手続における地方公共団体の関与の在り方については、改正法の実施例を検証した上で、地方自治の在り方についての議論等も注視しながら、全国の地方公共団体、事業者等様々な主体の意見を十分に勘案しつつ、更に検討すること。
- 十 環境影響評価法の立法趣旨を尊重しつつ、東日本大震災からの早期の復旧を図るため、公共施設、ライフライン等社会基盤の復旧事業については、同法の適切な運用に努めること。また、同法の適用除外となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。
- 十一 環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。